

月報

1984. 8 月 號



シンガポール日本商工會議所

〈目 次〉

(1984年8月号)

高度情報化社会に於ける都市……(丹下健三都市建築設計研究所) および建築の探求 ～シンガポールにおける経験～ ……………城戸崎 博孝………… 1	
税効果会計の概要 ……………(公認会計士)…………村上 光………… 16	
シンガポールの電力事情について…(株)明電舎)…松山 徹………… 27	
会 員 紹 介…………(広瀬鋼材産業、第一ホテル、 名港海運、ソニー・パーツ・ センター、日立クレジット、 アジア・プロジェクト・エン 지니어リング) …………… 32	
理事会の動き …………… 37	
7～8月の主な経済記事 …………… 40	
広 報 欄 …………… 47	
資 料 案 内 …………… 49	
編 集 後 記 …………… 51	

高度情報化社会に於ける 都市および建築の探求

—シンガポールにおける経験—

丹下健三都市建築設計研究所

主任建築家

城戸崎 博孝

丹下健三都市建築設計研究所で現在シンガポールを中心に取り組んでいる Project は、Raffles Place に建設中の OUB Centre (延べ床面積 95,000 M²) を始め、以下、City Telecommunication Centre (延べ床面積 65,000 M²)、G.B. Building (延べ床面積 26,000 M²)、Nanyang Technological Institute (105,000 M²)、King's Centre (110,000 M²) が既に着工しており、最終設計段階に入っているものが、International Technology Centre (85,000 M² Phase I)、OCBC Condominium, MRT Raffles Place Central Station の Landscaping, PUB Sub-station があります。計画案と致しましては、シンガポール政府より依頼されました Marina South 及び、シンガポール川の再開発計画の Master Plan があります。更に、ここに記して明らかに出来ない Project が 2 物件、東京にて現在計画の段階に入っております。

私共の在席しております丹下健三都市建築設計研究所は海外においては KENZO TANGE AND URTEC として通っております。URTEC とは私共の研究所が都市計画及び建築設計を共に行なう為、Urbanist と Architect を合体させた、私共の組織が用いている名称であります。シンガポールにおいても、KENZO TANGE AND URTEC かもしくは K.T.U. として通用しております。

丹下健三都市建築設計研究所(これ以降は丹下事務所と記します)が、シンガポールより始めて設計計画の依頼を受けましたのは、次の事がきっかけとなりました。1970年に香港大学より丹下先生が名誉博士号を授与される時にシンガポールの Lee Kuan Yew 首相も同じく名誉博士号を授与さ

れる事と成り、これを機縁として Lee 首相から翌年シンガポールに招待される事になったのが、シンガポールとの Contact の始まりとなりました。この時の状況を丹下先生が下記の様に記されております。

“私が最初に訪問した時には何回かの盛大なレセプションを受け、首相官邸にもたびたび訪問する機会があった。その時首相から「現在シンガポールは非常な勢いで発展しようとしており、自分もいくつかの大きなプロジェクトを考えている。海岸の埋め立て、さらに、その埋め立て地の海岸ぞいにハイウェイの建設を考えているが、ハイウェイが市民と海を隔ててしまうことが気がかりである。また所々、海に橋を渡すことになるが、橋によって海とのつながりが視覚的に遮断されるのが心配である」などと話しはつきなかったが、「しかし、これらはまだ先の話だが、さしあたってシンガポールにおけるアジア・オリンピック開催を手伝ってくれないか」と言われ、私はそのオリンピック施設のコンプレックスの設計を進めていたが、その2年後、彼から突然「2人で相談したい事がある」と官邸に呼ばれ、「実はオリンピックが次第に南北朝鮮、中国、台湾の参加問題など政治的問題に巻き込まれる可能性が出てきており、シンガポールが巻き込まれることはシンガポールにとり大きなマイナスになると考えられるので、中止したいと思う。しかしその施設は必要なので設計ができているなら建設してもいいのだが」とのこと、私は、「中止は賢明な方法であり、その場合、こんな大規模な施設だけを建てるのは無意味である」と答え、その後それらはしばらく中止の状態であるが、これを機会にシンガポールのいろいろな方と知り合うことができた。しばらく忘れていた頃、1980年になって、幾つかのプロジェクトをスタートすることとなった。”

1980年頃より、URA (Urban Redevelopment Authority) が実施している都市開発計画で Project を Develop したい Owner の方々から招待を受け始めてから、シンガポールの仕事を行なう様になり、本格的に Project を手がける事になりました。この都市開発・再開発計画の第8回 URA Sale でまず、OUB Centre の計画案を提案する事で始まりました。

シンガポールの都市開発のシステムは私達が参考にしても良い優れた方

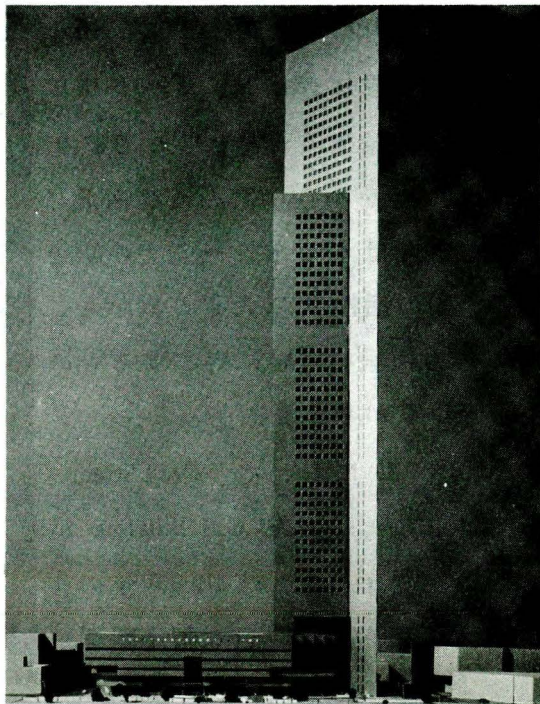
式をもっています。これは国家開発省が中心となり、その下部組織として URA（都市再開発局）があり、この URA は既存の市街地の再開発を一手に管轄しており、老朽化した低層（2、3階）の建物が並んでいる古い地区を徐々に買収しある程度まとまると年に2回、時には1回、それらの土地を十数カ所セールにだします。その Sale のだし方も巧みな方法でコントロールされております。まず、建築家と Developer がチームをつくりそこにどういう建物を建てるか、というデザインを提案致します。勿論建物の用途、容積率、建築線や必要な高さの制限等を附してあります。そして建築家から設計案を出させて、その案に準じて建設をするという条件でそれぞれの土地をいくらで買うか価格を提示させます。つまり、建物のデザインと土地の価格を一体にして URA に Proposal を提出します。その場合、土地を高く買うだけではその土地を取得できません。風聞するところ、URA では設計の好ましいものをまず選び、次に土地を高い価格で入札した Developer の上位3者の平均価格をだし、設計が最も好ましいものを提案した Developer が仮に入札価格が低くても、この平均価格までもしくは、それに近い価格まで引き上げるか否かを Negotiate する様です。URA は少なくとも平均に達する価格で土地を売りたいと考えております。Developer が Negotiate に応じ、価格が受け入れられると、最も良い案をだしたチームに土地が払い下げられます。勿論、土地は事実上建設が開始されるまでは譲渡されません。かつ、建物の完成期間が制限されますので、ただ土地をねかせておくと言う様なことはできません。これに違反した場合は多大な違約金を支払わなければならない結果となります。

この様なシステムにて再開発されることによって、次第にデザインの質の高い建築物ができるようになってきています。Developer にしても URA との Negotiation が可能となる為、好んで世界から優れた建築家を求めチームを組む様になってきています。現在、日本を始めアメリカ、カナダ、オーストラリア、イギリス、フランス等の建築家がデザインを競っています。これによりシンガポール地元の建築家も刺激を受け、デザインの向上に努力をしています。これも1つの Technology Transfer と考えられます。

U.R.A. は再開発のみではなく、現在オーチャード道路の延長線上に百数十ヘクタールの埋め立てを最初にした Marina Centre にも同じ様な方式で Developer に払い下げられ計画された合計 5000 室以上の 5 件の高層ホテルとそれを低層で結ぶショッピング・アーケードを含む大きなコンプレックスが建設中であります。この内、3 件の高層ホテルは 1985 年にはオープンされ、オーチャード道路を結ぶ新しい Sub-centre となることが期待されております。そこに隣接する 280 ヘクタールの Marina South と呼ばれる Shanton Way に接し Marina Bay を囲む様に埋め立てられた土地に、国家開発省と U.R.A. より依頼され、Master Plan を作成、提案致しました。この Master Plan はアメリカの建築家 I.M. Pei と私共、丹下事務所に依頼され 2 案を U.R.A. が吟味し、どちらかの案かもしくは合体させた U.R.A. の案をつくり、前記のシステムで払い下げていく計画の様です。

この様にしてシンガポール政府は、再開発される地域、埋め立てられる地域にあらかじめ Master Plan をつくり、それに従って都市計画的に適切な広さの敷地割りを行ない、それらを適正な価格で売却しています。そして都市計画は土地の価格をつくりだす事業と考えております。特に今回、東西と南北に通ずる MRT (Mass Rapid Transit — 都心の大部分は地下鉄となり、郊外においては高架となる) の工事費用は、Marina South の売却によって得られると政府は考えた様子もあります。今までも再開発による利益を使って、シンガポールの公共住宅の大規模な建設が行なわれてきましたが、この様な方式は我が国においても、現在の都市計画政策を改善する事によって見習うべきものではないかと考えております。

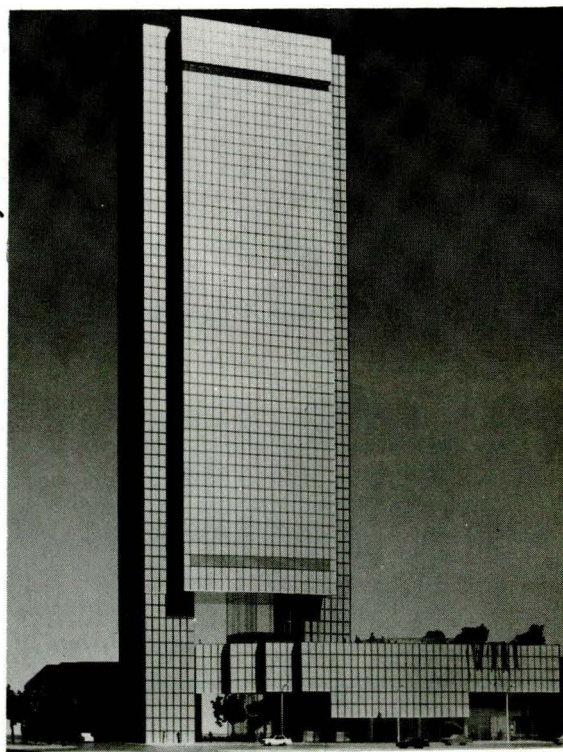
私共がこの U.R.A. Sale にて Award された物件で現在、建設中のものが



OUB Centre

3 件ございます。最初に Award されましたのは、金融街の中心にある Raffles Place に面して建つ Overseas Union Bank の Headquarter Building である OUB Centre であります。Overseas Union Bank はシンガポールにおける 4 大銀行の 1 つであり、Lien 会長が自分の金字塔を建てる場所として Raffles Place に目をつけておられ、長年にわたって徐々に近隣の建物を買収、最後に Raffles Place の中心にある旧 Robinson Department の敷地が URA の Sale にかけてられた為、私共に設計の依頼がありました。幸い私共の案が最も良いとされ、ここに歴史的に意味の深い Raffles Place を前面にひかえた、高さ 280 メートル、アジアに於いて最も高層のビル（世界においても 10 番目に高いビル）が建設される事になったのであります。2 個の三角形をコンバインしたタワーは、空港より都心へのメイン・アプローチと対し、シャープな 45° のアングルを設定し金融街のランドマークとしての位置を築いています。更にタワーの足元に高さ 36 メートルに渡り開放した大空間を獲得する事により、再開発されるシンガポール川と Raffles Place を積極的に結びつける様、留意しました。Main Contractor として鹿島建設・間組・日本国土開発 J.V が受注され、1986 年の中期の完成時には、私共が URA 及び MRT より依頼され Landscape Design を行なっております Raffles Place の MRT Central Station も完成に近づき、1988 年には運行を開始する予定となっており、Raffles Place を中心に東西及び南北に走る MRT はここをターミナル駅として金融の活性化に大きく貢献し、増々この地域の発展に寄与するものと期待しております。

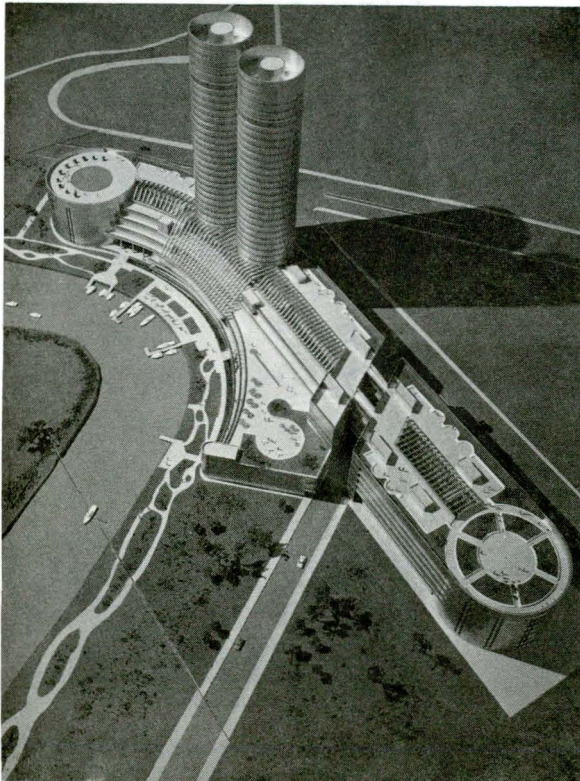
URA Sale において、Cecil Street に建つ Office ビルの G.B. Building が次に Award され、これは 1985 年の 4 月には竣工予定で、日本国土開発が



G. B. Building

Main Contractor として全面的御協力をして下さっております。

Hong Leong Group の City Development (CDL) とチームを組んで、U.R.A. Sale に応募致しました King's Centre Project も引き続き選ばれることになりました。King's Centre は、シンガポール川と都心への主要幹線道路である Havelock Road にはさまれた、 $22,000\text{m}^2$ の敷地にホテル、ショッピング・コンプレックスを建設する計画であります。この地域は都心に最も近いホテル・ゾーンとして近年新しいホテルが数多く建設されております。このゾーンの中心に位置し、かつ最大規模のこの Development は、510 室のツインタワーのホテル・ブロックと、北側に 325 メートルに渡って延びているショッピング・ブロックより構成されており、アトリウムを中心とした散策路と化したショッピング・モールはシンガポール川の再開発によって設けら



King's Centre

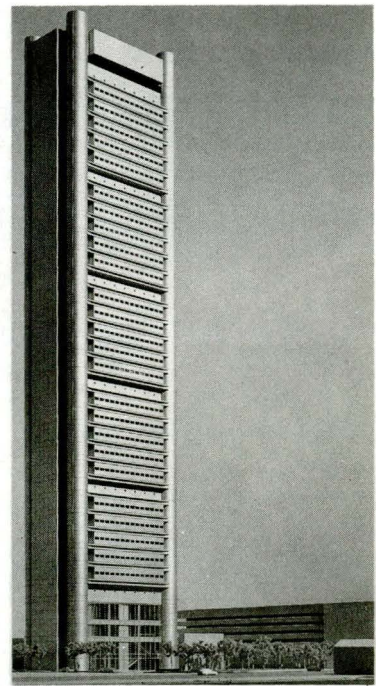
れる〈遊歩道〉と結びつき、自然にこのコンプレックスに導かれた人々は、アトリウムを中心に展開される様々なコミュニケーションを楽しむことができます。ここは単なるショッピングのみを目的とした空間ではなく、人々がコミュニケーション出来る空間と考えております。シンガポール川には、ボートやヨットの為のピアーが用意され、シンガポールにおける新しいショッピング・パターンの提案をすることが期待されております。

1985 年の初旬に Main Contractor の入札を行なう様、設計を進めて

おります。

URA Sale における私共のデザインが良い結果を得るにつれて、シンガポール政府からも直接設計の依頼を受ける様になりました。まず、シンガポ

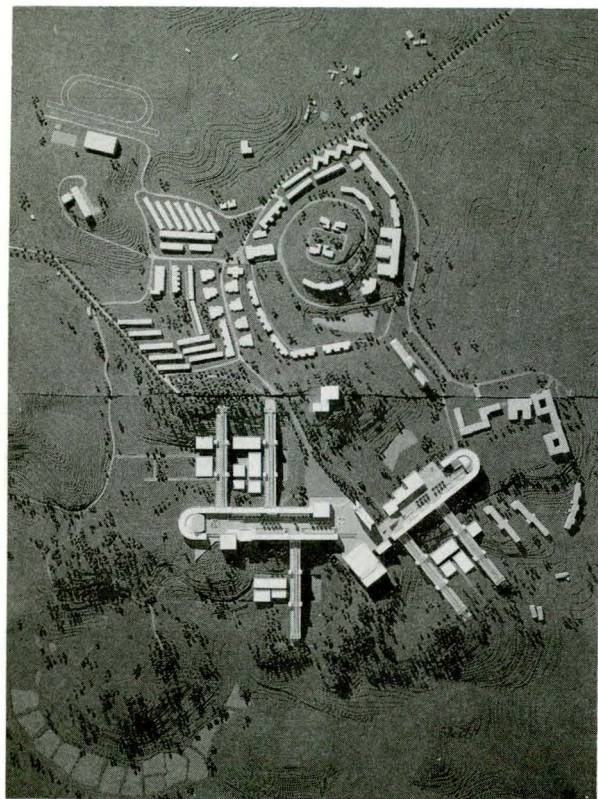
ール電信電話省より、City Telecommunication Centre の建物を依頼されました。利用の増加の一途をたどる電信電話システムとその近代化、更に将来予測される新しい通信メディアの導入にも充分対応可能な施設を建設する必要がにわかにクローズ・アップされ、そのニーズに充分対応出来る機能とフレキシビリティを備えた通信本部を設計したいとの要望のもとに私共が呼ばれました。更にビル自身が Telecommunication の Centre であることが表現されるデザインにして欲しいとの注文も同時にいただきました。私共はこれ等の注文を踏まえ、4階より36階までの通信機器専用スペースと、1階より3階までの利用者への24時間サービスを行なうカスタマーズ・サービス部門とに明確に分離させた設計に致しました。更に、通信機器を収容する建物の為、省エネルギーを最大限に利用すべく努力がなされ、一般オフィス・ビルで制限されている OTTV 値の約 $\frac{1}{2}$ 以下にエネルギー消費を抑えることに成功致しました。外壁は耐浸食処理を施したアルミパネルを用いることで、メンテナンス・フリーとすると同時に、光沢に富んだ外部仕上げは通信本部ビルとしてのアイデンティティを表現しています。その結果、電信電話機器を収容する建物としては世界で最も高い高層ビルとなっております。建設は2期に分けられ、第1期工事は1986年に完成をみます。これは三井建設の協力をいただき着々と工事が進展しております。



City Telecommunication Centre

矢継ぎ早に、シンガポール政府よりNanyang Technological Institute の新しいキャンパスの設計依頼を受けました。これは古い中国系のナンヤン大学とシンガポール大学の工学部門の強化と共に専門高等研究機関として新たにキャンパスの必要が生じた為です。高等教育施設は常にその有機的展開と発展に敏速かつフレキシブルに対応出来る様計画されたものでなくてはな

らないと考えております。シンガポールの西端に位置するナンヤン工科大学の200ヘクタールに及ぶキャンパス用地は起伏に富んだ丘陵地で、その自然を損うことのない様、大講堂・図書館・コンピューター・センター・講義室などを有するアカデミック・スパインとそれより自由にエクステンデッドしたブリッジ・ストラクチャアにより、その有機的展開にフレキシブルに対応すべく計画がなされています。各研究室、実験室、教師等を含む



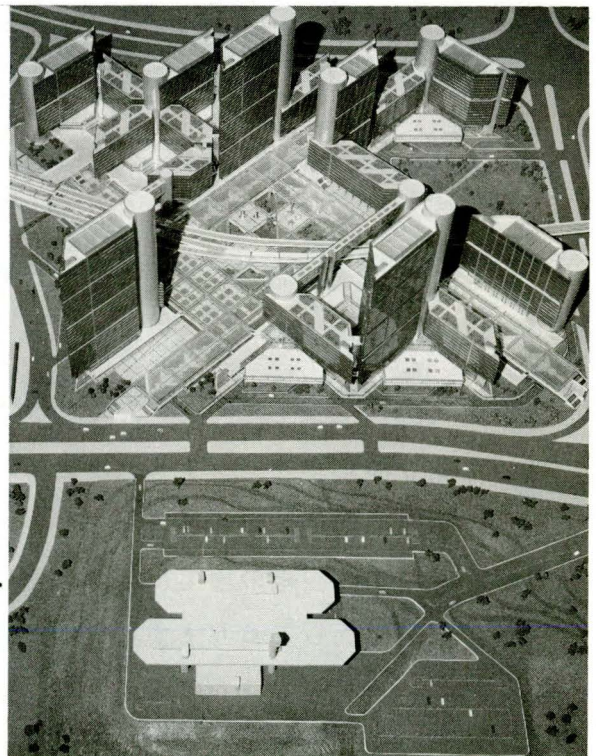
Nanyang Technological Institute

したブリッジ・ストラクチャアはこの起伏に富んだ地形の自然を破壊することなく、丘から丘へブリッジを渡すことにより分断された敷地を結びつけることに成功致しました。生徒達はこのブリッジを渡り、コミュニアルファシリティのあるアカデミック・スパインのセントラルプラザへと導入されていきます。ここでは教授も学生もくつろぎ、自由に歓談し知識を交換、吸収しあう広場となることを意図しています。またこのアカデミック・スパインは第2期エクステンションに向って伸びてゆくことが可能な様にプランニングされており、第2期のアカデミック・スパインからも必要に応じ、新しい学科が枝をだすように計画されています。この計画も既に、熊谷組の施工により順調に工事が進行しており、1986年に完成の予定を致しております。

これ等のプロジェクトに前後して、ジュロン地域の工業地帯開発を管轄している Jurong Town Corporation が中東の資金との協力により建設を計画した International Petroleum Centre の依頼を受けました。現在は名称をInternational Technology Centre と変え、Jurong Town Corporation 単独で計画を進行させて

おります。新宿副都心の $\frac{3}{4}$ にほぼ等しい面積がこの計画のために確保されました。シンガポールの西方、都心より車で約20分のところにあるこの敷地は、ジュロン地域への入口に位置し第2の都心と成るべく立地条件を備えております。計画ではここに延べ床面積780,000m²に及ぶオフィス、ホテルを中心としたコマーシャル・コンプレックスを建設することになっております。この広大な計画は5つのフェーズに分けられ、第1期工事は1985年1月に着工し、1986年末に竣工を予定しており、既にSemi-Turnkey SystemでTenderにだしております。計画は5つのフェーズの長期に渡るコンプレックスを有機的にコントロールするシステムを考察すると共に、各フェーズにおいて、それ自体が建築的に完結をみることが出来るシステムを提案する必要がありました。更にフィジカルな条件として、地下に既に埋設されたインクラ・ストラクチャーが敷地を縦断しており、更に計画されているMRT（高架鉄道）がこの敷地を横断することが決っております。

このような条件を克服するために、
＜空中都市＞のコンセプトを導入致しました。これにより、フィジカルな条件の制約より生ずる影響を最小限に止めることができ、全体のコンプレックスを長期に渡り、有機的にオーガナイズさせることが可能となりました。その結果、地上面を積極的に開放することが可能となり、建築面積を30%以下に押えることができ、ガーデン・シティとしてのイメージを培うことができました。このDevelopmentはMRT導入と共にジュロン地域

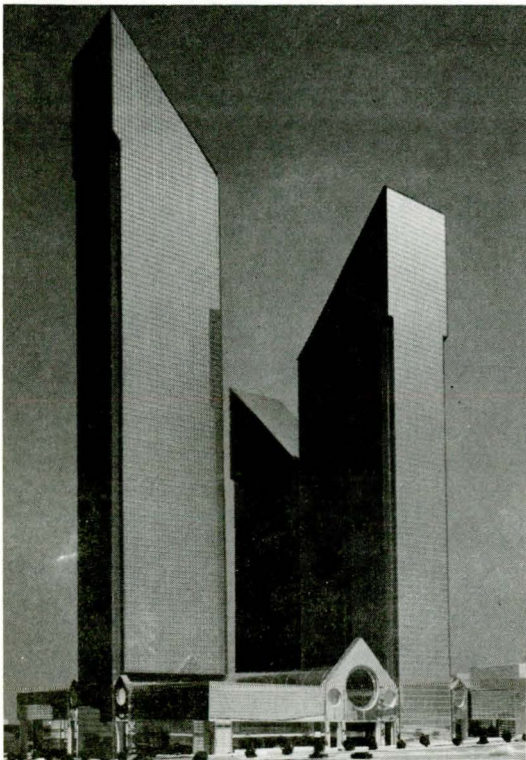


International Technology Centre

へのゲートウェイとなるであろうと考えております。

私共の仕事も東南アジアの資本投資が徐々に香港からシンガポール、マ

レーシアに移行するに従って、重点が東南アジアに移ってまいりました。更にマレーシア系資本はオーストラリアの地域へも進出しており、私共が依頼を受けた Brickfield Hill Development (B.H.D.) と呼ぶプロジェクトは、オーストラリアとマレーシア系資本との合併で行なわれる事業であり、完成の暁には南半球で最大のプロジェクトとなると言われております。この計画は1988年オーストラリア建国200周年記念に完成目標をあわせ設計を進めております。敷地はシドニー市の C.B.D. (Central Business District) の南端に位置し、市を南北に走る2本のスパイン道路(ジョージ・ストリート、ピット・ストリート)にまたがる19,036m²が確保されています。ここはシドニー市のエンターテインメント・ディストリクトの中心に位置し近くにはシドニー・コンベンション・センター等大規模なプロジェクトが随時建設されており、この2つのスパイン道路を中心に C.B.D. ゾーンが速やかに南に向かって発展を始動し始めております。延べ床面積270,500m²のこのコマーシャル・コンプレックスは3本の高層タワーとそれをインテグレートする低層部より構成されております。3本の高層タワーは、47



Brickfield Hill Development
Sydney, Australia

階、客室749室を有する国際級のホテル、42階のオフィスタワー、62階上層部にレジデンシャル・ユニットを配したオフィスタワーから成り立っております。低層部は店舗、国際展示ホール、及びホテル関連の諸施設から成り立っております。また、1800台収容の駐車場は総て地下に設けられております。このような大規模な開発を計画するに当り、アーバン・プランニング及び市民、利用者相互のコンセンサスの必要性が特に重要となる為、シドニー市、Developer 建築家の3者で数多いディスカッション

ョンが続けられております。この開発によるこの地域へのインパクトはシドニー市の南への発展に大きく寄与することが、シドニー市当局よりも大きな期待がよせられております。

更に1983年、1984年に入って、マレーシアのクアラルンプールを中心に2つの都市計画及び再開発計画と Selangor 州都の Shah Alam に2つのプロジェクトが進行中であります。Bankok においても、350,000m² の敷地の Master Plan づくりを依頼されております。その他にも、Brunei, Jakarta, Kuchin にもプロジェクトを設計、計画中であります。

私共が外国で行なったプロジェクトは既に20数ヶ国にもわたっております。最初の経験は1965年の台北に建つ聖心女子大学でした。これに引き続き、ユーゴスラビアのスコピエ市の震災復興の都市計画に始まり、アメリカ、イタリア、中東、アフリカと重点を移していきましたが、再び現在重点が東南アジアに移り始め日本に近づきつつあります。

私共の設計が世界各国において好意をもって載いておりますのは、丹下先生を中心とした私共自身の経験とそれからでてきた基本的なデザイン・コンセプトを幾つかの軸と系でとらえているからだと考えております。この考えが比較的簡潔にまとめられている丹下先生の論文の一部をここで引用させていただきます。

“1920年代から1960年にいたる近代建築の第1期と、1960年以後の第2期とを区別するものがあるとすれば、私は、要約して、つぎの2つの側面につきるかと思う。

第1の側面は、近代文明社会がもっている生産力は、私たちの生活の周辺から環境全般にわたって、そのフィジカルな姿を刻々に成長させ変化させているということ。つまり旺盛なメタボリズムを内にふくみながら、大きなメタモルフォーシスを行なっているということ、そうしてこうした成長と変化の機構が、建築や都市に組みこまれつつあるということ。

第2の側面とは、現代のコミュニケーションがもたらしつつある現代文明社会における組織の高度化だと思う。そうして、これらのことが建築や都市における空間組織にも鋭敏に反映しているという点である。現代文明

社会において、空間とはコミュニケーションの場である。そうして、コミュニケーションの発展とともに、空間は、より高次に有機体化しつつあるともいえよう。

触覚的、聴覚的、そして視覚的コミュニケーション、さらに歩行や交通によるコミュニケーション、そして通信によるコミュニケーション、これらはコミュニケーションの領域をますます拡大するとともに、空間組織をますます有機体化しつつあるといっていよう。

建築や都市をつくるということは、空間をコミュニケーションの場としてみるということであり、またそこにコミュニケーションのネットワークを可視なものとしてゆく操作であるといっていよう。

1920年～1960年のあいだ、空間は特定の機能のための場であると考えられていた。その考えかたは、スタティックであり決定論的であった。

このことは間違っていない。むしろこの機能主義の考えは、現代建築のスタートとしては正しい方向であったといえよう。

しかしそれで不十分な点があるとすれば、こうだと思う。それは個々の機能と空間の糸一別のことばでこれを機能要素とよぶことにする—は、道や廊下によって連結されることによって、より高次の組織体となるという認識が不十分であったということなのである。機能論的段階にとどまっていって構造論的段階にまで到っていなかったといっていよう。こうした機能要素の相互の連結は、現代、一義的でなく、より多元的であり、固定的でなく、より弾力的であり、決定的でなく、より選択的であり、強制的でなくより自発的であろうとしている。

こうした連結についてサイバネティックスの創始者ウィーナーにならって、エネルギー的連結と、情動的連結の2つの型に分けて考えるならば、弾力的・選択的連結は、情動的連結であり、固定的・決定的連結は、エネルギー的連結とよぶことができるだろう。

組織とは—ウィーナーによれば—ある面を変化させるためには、他のあらゆる面の固有性を破壊してしまわなければならないほど、ぴっちりと連結されたものでもなければ、任意の1つのことが、他となんの関係もなく

やすやすと起こるというほど、ゆるく連結されたものでもない。

空間の組織とは、エネルギーと、コミュニケーションのネットワークだといってよいが、より強くコミュニケーションによって連結されている場合、より高次の組織だといえるだろう。

さらにこの組織は、第1の側面としてふれた成長と変化の機構を内蔵することになるだろう。こうした空間組織を一建築から都市にわたって—考えてゆくことが、現代の建築デザイン、そしてアーバン・デザインの中心課題となってきたといってよいだろう。

このことを私はストラクチュアリング—構造づけの操作とよんでいる。それはファンクショニング—機能づけの操作とは、それを内に含みながらも次元の異なったものである。

こうした問題は、漠然とではあったがすでにだいぶ前から私たちのあいだで討論されていた。それらは、機能と空間の典型的対応、典型化された機能要素の構造的関連、内部機能と外部機能、また私的空間と社会的空間あるいは人間的尺度と社会的尺度、そしてそれらの相互浸透、その接点としてのピロッティ空間などといった問題であった。しかし、こうした問題意識も、すでに機能主義の枠を越えたものであった。そのころ、私が考えはじめていた東京計画—1960—の研究は、成長と変化、長期サイクルと短期サイクルの結合方式、メイジャー・ストラクチュアとマイナー・ストラクチュアの組織づけ、とその取りかえのシステム、ヒューマン・スケールからマス・ヒューマン・スケール、さらにスーパー・ヒューマン・スケールにいたるシークエンシャルな構造づけ、さらに都市的コミュニケーション・ネットワークの建築への浸透、建築内部のコミュニケーション・スペースの組織づけなどといった問題を自分なりに明らかにしてゆくのに役に立った。

一方そのころから、東京計画—1960—の発展として、日本列島の将来像—東海道メガロポリスの形成—が少しずつ私の頭の中に浮かんできはじめた。そこでは国土とか都市のレベルで、コミュニケーションの場としての空間組織、さらにそれらの空間形成を勉強している。

こうしたコミュニケーションの問題は組織論の段階から象徴論的段階でのヴィジュアル・コミュニケーションの問題にも発展しはじめている。

スコピエの再計画のときには、問題は構造論的に展開されたが、しかし一方では、オリンピック屋内総合競技場や東京カテドラルのときの象徴化操作を、さらに都市的レベルで展開させるという試みが、より明確な形で行なわれている。……………ここで私たちは現代の文明史的状况を以下の3つのプロセスが重層しそれぞれがお互いに矛盾しあい、また刺激しあいながら展開しつつある構造として理解しようとした。それは工業化過程と情報化過程に加えて農業過程といってもよいが、それをより人間的、本質的なものとしてとらえ、人間と自然がつくり出す生態系の循環とその展開過程としてとらえ、現代社会のなかに、更により大きな重要性和時代性をもたせたものであった。

さらにまた上記3つの過程は、下のような3つのシステムとしても理解される。

1. 工業化過程——物質とエネルギーの系
2. 情報化過程——情報とコミュニケーションの系
3. 自然生態過程——自然と人間の系

とでもいってよい、それぞれの対応として見ることができると考えられていた。

それぞれの過程は現代という位相で切ってみると重層したものではあるが、それぞれは経時的な変化でもある。

それらを建築や都市デザインの領域に対比させてみると、私は次のように見てよいのではないかと思っている。

工業化過程には近代建築の第1期が、そして情報化過程には近代建築の第2期が対応し、第3の自然と人間の系では、人間の精神面とでもいうか、情念、創造力といったものが、やはり時代とともに移り変りはするが、建築における創造性にかかわる重要なものと考えたいのである。

建築における、主義、主張といったものと建築の芸術的質というものの違いがそこにあるといえるだろう。

丹下健三都市建築設計研究所の経過としては、60年代から70年代にかけて、都市的スケールのプロジェクトに比重が次第に多くなってきました。一方、1960年代の後半から次第に比重を増してきた外国のプロジェクトが、更に70年代に入ってより多くなってきました。ある時には

KENZO TANGE & URTEC (K.T.U) の仕事の70~80%も占める時期があります。この様に外国の幾つかのプロジェクトをやっておりますが、それぞれが最低5, 6年、平均10年ぐらいの時間が建築のデザインにはかかっているということです。

以上の様な考察と経験をふまえて、情報化社会における建築のあり方はどのようなものであるべきかと探求してきました私共にとって、ここに記しました東南アジア、特にシンガポールを中心として展開しているプロジェクトについても、それぞれのプロジェクトの性格の違いはありますが、いずれも大なり小なり情報化社会の表現をさぐろうとした意図が私共には改めて感じられます。何か、近代建築の第3期に入って来ているというふうに思えてくるのであります。私共は、まだ情報化社会の建築や都市のあり方についてこれだという確固たるものは探しあててはいませんが、更にそれを探し求めたいという熱望にもえております。

税効果会計の概要

公認会計士
村上 光

1. はじめに

シンガポールでは、会計基準は国際会計基準(International Accounting Standard)の内、会計士協会で採択された基準に準拠するという方針をとっています。その中に含まれていない問題については、未採択の国際会計基準、英国会計基準、米国会計基準等を参考にしております。

国際会計基準は、日本およびシンガポールを含む世界各国により構成された委員会により、作成されている基準であり、現在、22号迄発行されています。シンガポールは、当該国際会計基準を順次採択し、会計原則としていましたが、昨秋に、正式のシンガポール会計原則 (Statements of Accounting Standard)として集大成され、番号を付し、現在、第14号迄発行されています。

時期を同じくして、国際会計基準第12号「法人税等の会計 (Accounting for Taxes on Income)」も採択され、シンガポール会計原則第12号として含められました。当原則は、本年1月1日以降開始事業年度より適用されることとなり、最も早い会社では、今年12月末日付の決算書に折りこまれる運びとなります。この内容が、「税効果会計」と言われているものです。

日本においては、現在のところ、慣行として成熟していないので採用されておりません。ただ、連結財務諸表原則内に「税効果会計を採用してもよい。」という文言が見られるのみです。

したがって、採用しておられる会社もあるかと思われそうですが、聞き慣れない方も多いと思いますので、この紙面をお借りし、税効果会計の概要および問題点を御説明したいと思います。

2. 基本的概念

税効果会計の歴史は古く、1967年、米国公認会計士協会の会計原則審議会により発刊された意見書（通称 APB Opinion）第11号にその起源が見られます。その後、いろいろな検討が加えられ、1980年に、国際会計基準第12号に含められました。

当該国際会計基準の文言を借りると、法人税の基本的な考え方は、以下の様になります。

「利益に課される税金は、利益を稼得するうえで、企業によって負担されるべき費用と考えられ、その税金の対象となった収益及び費用と同一の事業年度に計上される。」

即ち、損益計算書上に表示されるべき当該期の税額は、税引前利益に当該国の実効税率（シンガポールの場合は40%）を乗じた額である、という考え方になります。

しかしながら、実際の納税額は、税引前利益の額に税務調整項目の額を加・減算した後の課税所得に基づいて計算されます。したがって、通常、この納税額は、税引前利益に当該国の実効税率を乗じた額とは一致しません。従って、当該税務調整項目に対応する税額も認識すべきであると考えられる事になります。

上記の考え方がその基本概念であり、その会計手続が税効果会計と呼ばれているものです。

3. 税効果会計の有用性

この基本概念にもとずいて、税効果会計の有用性を考えてみます。ごく単純な例として、2年間の計算を考え、両年共、税引前利益を、1000 Sドルとし、初年度の否認額を200 Sドルとし、翌年に認容されたとします。課税所得は各々1200 Sドル、800 Sドルとなり、税金は、480 Sドル、320 Sドルとなります。（シンガポールとして、税率は40%としている。）この両年度につき、税効果会計採用前と採用後の損益計算書を考えてみます。

(1)税効果会計採用前：

税引前利益

納税引当金

税引後利益

(2)税効果会計採用後：

税引前利益

税金－

納税引当金

法人税等調整額（注）

税金計

税引後利益

初 年 度	二 年 目
S\$ 1,000	S\$ 1,000
480	320
<u>S\$ 520</u>	<u>S\$ 680</u>
S\$ 1,000	S\$ 1,000
480	320
△ 80	80
<u>400</u>	<u>400</u>
S\$ 600	S\$ 600

（注）この額は、調整額の200Sドルに税率を乗じた額です。

この様に、同額の税引前利益、同一の税率であるにもかかわらず、税効果会計採用前の税引後利益には、S\$160の差異が発生することになります。ところが、税効果会計採用後は、一目瞭然、同額の税金が表示されることになります。この例示における調整額は、払う必要のない税金が税法との調整において初年度に支払われたもので、その分、2年目の税金が軽減されており、税金の前払いということになります。

4. 税務調整額

ところが、実務上は、複雑な問題が入り込み、税務調整額が二種類存在し、単純には計算出来ません。これが、永久差異および年度間差異と呼ばれるものです。

(1). 永久差異 (Permenent Difference)

永久差異というのは、一旦課税所得計算の段階で加算（減算）され、税金が課される（免除される）と、二度と減算（加算）の対象とはならない差異であり、永久的に回収し得ない（支払う必要のない）差異です。日本における交際費や寄付金の限度超過額が、この永久差異に該当します。

シンガポールに於いても、次の様な多くの項目が存在します。

A. 税務上、損金とは認められず、課税対象となる項目。

- (i) 認定寄付金以外の寄付金—シンガポールでは、税務当局より認められた寄付金のみが損金算入されます。
- (ii) 社用車（Qカー）の、減価償却費を含む、会社負担の関連諸費用の限度超過額—Qカーの税務上の減価償却費（キャピタル・アローワンス）はS\$35,000（1982年4月1日以降購入分）迄しか認められません。また、保険料やガソリン代等の諸費用は、該当乗用車の取得価額とS\$35,000（1982年4月1日以降購入分）との比率迄の額のみが損金算入されます。
- (iii) 私用車（Eカー）の会社負担の関連諸費用—減価償却費を含め、全ての費用が、税務上、損金算入出来ません。
- (iv) キャピタルロス—投資有価証券の売却損は損金算入出来ません。
- (v) 創業費・開業準備費等資本的性格を持つ項目で費用処理された額—税務上、損金算入は認められません。

B. 税務上、益金とはならず、課税対象から省かれる項目。

- (i) キャピタルゲイン—キャピタルロスとは反対に、投資有価証券の売却益は非課税です。また、Qカーの売却額が限度額を超えた場合、その超過部分の売却益は非課税となります。
- (ii) 資本的性格を持つと考えられる利益項目—収益項目のうち、資本的性格をもつと考えられる項目は税金計算対象外となります。

このような永久差異は、貸借対照表・損益計算書のいずれにも開示されません。従って、国際会計基準では、個別に開示する項目として、次の様に、この永久差異の説明を要求しています。

「法人税等計上額と会計上の利益との関係が、当該企業の所在する国における実効税率（シンガポールは40%）によって説明することが出来ない場合には、その関係を明らかにする説明」

即ち、当該永久差異は、脚注事項の1つに含められることとなります。

(2). 年度間差異 (Timing Difference)

年度間差異というのは、課税所得の計算上、当期は損金（益金）算入しえないが、翌期以降に損金（益金）算入しうる項目であり、最終的には、税務上の費用（収益）として考えられる差異です。日本における未払事業税（未払計上時は損金算入出来ないが、支払時に損金算入出来る。）や各種引当金の限度超過額（計上時は損金算入出来ず、取崩時に認容される。）がこれに含まれます。

シンガポールにおいても、次の様な項目が存在します。

- A. 税金の前払いと考えられ、翌期以降の税金を減少させる効果をもつ項目。
 - (i) 費用処理された少額固定資産—税務上は固定資産と認定され、税務上の減価償却完了時迄の期間の税金の前払いと考えられます。
 - (ii) 未実現為替差損—通常の業務活動より発生する為替差損は、実現時に損金処理されるので、実現時迄の税金の前払と考えられます。
 - (iii) 各種引当金の計上額—シンガポールでは、引当金計上は認められていません。しかし、実際に損失が発生し引当金によりカバーされた場合、この損失は損金処理されます。即ち、引当金の計上額が認容される結果となります。
- B. 税金の繰延べと考えられ、翌期以降に税金の支払いを要する項目。
 - (i) 減価償却費とキャピタル・アローワンス（税務上の減価償却費）との差額—キャピタル・アローワンスとして、シンガポール税法は、初年度償却と年次償却を認めています。更に、税法 19 条の A に基づいて、三年間での加速度償却（1984 年の改正で、製造業のみに認められていたのが、全業種に認められる様になった。）ならびに、コンピューター、オフィスオートメーション機器、産業用ロボットの一年償却が認められています。しかし、会計上の減価償却費の計上は、初年度償却は不要であり、加速度償却も行なう必要はなく、この方法を踏襲すると、本来の利益を歪めてしまう恐れもあります。また、事務所用建物のキャピタル・アロー

ワンスは認められておりません。従って、減価償却費とキャピタル・アローワンスの間にはかなりの差異が発生するものと考えられます。当該差異は減価償却完了時ないしは当該資産の除売却時に解消される差異であり、その年度迄の期間にわたる税金の繰延べ（通常、キャピタル・アローワンスの方が大きくなる。）と考えられます。この年度間差異を考える場合には、除売却時の差額賦課、差額償却、売却損益、キャピタル・ゲインおよびロスも念頭に置く必要があるでしょう。

(ii) 未収利息—定期預金の受取利息は、シンガポール税法上、現金主義で益金算入されますが、会計上は、発生主義に基づいて、未収利息計上となります。従って、当該未収利息は入金年度迄の税金の繰延べと考えられます。

(iii) 未実現為替差益—前述の為替差損とは反対に、税金の繰延べと考えられます。

当該年度間差異に対応する税額は、基本的概念に基づいて、収益費用計上事業年度に計上することとなります。即ち、当該期に発生した年度間差異に対する税額は、法人税等調整額として、損益計算書上に、年度間異残高に対する税額は、繰延税金の借記（前払い）ないし貸記（繰延べ）として、貸借対照表に計上されることとなります。

当該繰延税金は、年度間差異の性質により、長期と短期にわけられることとなるでしょう。

5. 法人税等調整額の計算方法

繰延税金の計算方法については、繰延法及び債権債務法の2つの方法が考えられています。繰延法というのは、当該期に発生した年度間差異は当該期の税率で計算し、取崩されるべき年度間差異は発生時の税率で計算する方法です。一方、債権債務法というのは、当該期末の年度間差異を当該期の税率で計算する方法です。

税率が常に一定であれば、いずれの方法を用いても同じ結果となりますが、税率の変更のあった場合、差額が発生することになります。

上記 2 方法の内、一般的には、繰延法が妥当と考えられています。短期間差異の場合は、いずれの方法を用いても差支えないものと考えられます。短期の場合、当期発生額は残高に一致し、前年の残高は当期にすべて取崩されるからです。

6. 設 例

税効果会計の概略を御理解いただいたところで、簡単な設例により、具体的な計算を示してみたいと思います。

(設例)

当該企業は製造業を営んでおり、決算日は 12 月 31 日である。1982 年 7 月 1 日に業務を開始し、当期決算は 1984 年 12 月 31 日である。

- (1). 固定資産は機械、フォークリフト、乗用車等であり、取得価額、減価償却引当金、減価償却費、キャピタル・アローワンスは表 1 の通りである。建屋については賃借であり、含まれていない。
- (2). 創業費として 10 万 S ドル支出し、資産計上している。会計上 5 年償却を実施しているので、当期償却は 2 万 S ドルである。
- (3). 損金処理しえない寄付金が 2 千 S ドル費用に含まれている。
- (4). 乗用車は Q ナンバーカーであり、ガソリン代等は会社が支払っており、今期 8 千 S ドル支出した。当該 Q カーの取得価額は 7 万 S ドルである (表 1 参照) ので、3 万 5 千 S ドルの限度額に基づいて、損金処理しえない額は 4 千 S ドルとなる。

計算式：

$$\left(\$8,000 \times \frac{\$70,000 - \$35,000}{\$70,000} \right)$$

- (5). 定期預金の未収利息が 6 万 5 千 S ドルある。(前期末は 3 万 5 千 S ドルであった。)
- (6). 当期の税引前利益は 100 万 S ドルである。
- (7). 税率は、シンガポール税法に従い、40%とする。上記以外、税務上、考慮すべき項目はない。

(表 1) 固定資産に関する明細及び償却計算

(単位：シンポールドル)

	取得価額	減価償却引当金			キャピタル・アローワンス (注 2)		
		期首残	当期計上	期末残	期首残	当期計上	期末残
機 械 A	1,620,000	486,000	324,000	810,000	1,080,000	540,000	1,620,000
機 械 B	870,000	174,000	174,000	348,000	290,000	290,000	580,000
フォークリフト	45,000	13,500	9,000	22,500	21,000	8,000	29,000
Q カ ー	70,000	21,000	14,000	35,000	16,334	4,667	21,001 (注 1)
事務用械器	100,000	18,750	12,500	31,250	40,000	20,000	60,000
什器備品	35,000	5,250	3,500	8,750	12,600	7,467	20,067
合 計	2,740,000	718,500	537,000	1,255,500	1,459,934	870,134	2,330,068

(注 1) Q カーに関するキャピタル・アローワンスは、S\$35,000 が限度額であるため、20%の初年度償却 (S\$7,000) と 2 年分の年次償却 (S\$4,667 × 2) が、その期首残高を構成している。

(注 2) 当期より、税務上の残存簿価の 1/3 がキャピタル・アローワンスとして認められる様になった。(但し、自動車を除く)

この設例に基づき、当期の税額計算を、表 2 に示しています。この計算によると、各種の調整項目が影響している為、表面税率 (税額を税引前利益で除した率) が 26.5% となり、実際の税率である 40% との間に、13.5% もの差異が生じています。

この 13.5% の差異は、前述の年度間差異及び永久差異から発生しています。当該設例に於ける年度間差異は、減価償却費、キャピタル・アローワンス並びに未収利息のみから構成されています。但し、ここで注意すべき事項は、Q カーの減価償却費であり、3 万 5 千 S ドルという限度額を超過する部分の減価償却費 (設例では、超過額は 3 万 5 千 S ドルであり、その償却費は 1/2 相当額である。) は永久差異となる事です。

従って、年度間差異の動き及び対応する税効果は表 3 の様になり、結果

(表 2) 税 額 計 算

	<u>金 額</u>
税 引 前 利 益	<u>S\$ 1,000,000</u>
加 算 :	
減価償却費 (注 1)	537,000
前期未収利息	35,000
創業費償却	20,000
寄付金損金不算入額	2,000
車輛経費否認額	<u>4,000</u>
小 計	<u>598,000</u>
減 算 :	
当期未収利息	65,000
キャピタル・アロー ワンス (注 1)	<u>870,134</u>
小 計	<u>935,134</u>
課税所得	<u><u>S\$ 662,866</u></u>
所得税額	<u><u>S\$ 265,146</u></u>

(注 1) 減価償却費は、日本の様に差額調整ではなく、一旦、全額加算し、キャピタル・アローワンスを再計算する。

として、短期繰延税金 26,000 S ドル及び長期繰延税金 436,827 S ドルが貸借対照表上、負債項目に計上され、当期、追加発生した法人税等調整額 148,054 S ドルが損益計算書の上で、税金項目に含めて表示されることとなります。

調整後の税金総額は 413,200 S ドルとなり、税引前利益に対し、41%の税金が表示され、この税率と 40%との差額は、永久差異による否認項目に該当するものです。

(表3) 年度間差異及び繰延税金

算情附録(5表)

内 容	年 度 間 差 異		
	期 首 残	当 期 発 生	期 末 残
短期差異:			
(1)未収利息(設例より)	S\$ 35,000	S\$ 30,000	S\$ 65,000
長期差異:			
キャピタル・アローワンス (表1より)	S\$1,459,934	S\$ 870,134	S\$2,330,068
減価償却費(表1より)	△ 718,500	△ 537,000	△ 1,255,500
Qカーの永久差異調整	10,500	7,000	17,500
(2) 合 計	S\$ 751,934	S\$340,134	S\$1,092,068
繰延税金—短期 ((1) X 40 %)	S\$ 14,000	S\$ 12,000	S\$ 26,000
長期 ((2) X 40 %)	S\$ 300,773	136,054	S\$436,827
法人税等調整額		S\$148,054	

税金総額 = S\$ 265,146 (実税額、表2より) + S\$ 148,054 = S\$ 413,200

7. 税効果会計の注意点及び問題点

以上、設例を含め、税効果会計の考え方を説明してまいりましたが、本稿を終る前に、シンガポールでの、当会計原則採用に関する注意点及び問題点に触れてみたいと思います。

(1). 税務上の欠損金

通常、税務上発生した欠損金は、繰越欠損金として、翌期以降の利益から控除することになります。これにより、翌期以降の税金の軽減という形の便益を受けるわけですが、あまりにも重要な未確定要素、即ち、欠損金を繰越しうる期間内(日本の場合は5年間)に、当該欠損金の便益を全て享受し得る利益が発生するか否かという問題があるので、税効果類は認識しません。お諮りのように、率の、示表の金額のしかしながら、シンガポールでは、当該期間の規定がなく、株主の過

半数に変更のない限り、永久的に繰越されます。よって、税効果の認識についての検討が必要となるでしょう。

(2). 税務上の恩典を与えられた利益

舍雷引(株)がホールには、パイオニア利益の免税、AOU利益の軽減税率等
嶺山録
種々の税務上の恩典が与えられています。これら免税利益や軽減税率を

雷適用される部分の利益にかかわる免税額は、永久差異からの税効果額とな

りますが、これらの利益はあくまでも課税所得計算の結果であり、その繰

。至るまでには、種々の調整が必要であり、調整項目については、年度間

差異ないしは永久差異であるため、この調整額にかかわる税効果額を認

識すべき加算の検討を要することとなるでしょう。以下、その考え

は(3)の減価償却費とあるところの品類及び使用状況を、等

次も前述の設例においても取り扱いましたが、当該減価償却費を考

ええる際には、常にその限度額に考慮を払う必要があります。これは、

の限度額迄にかかわる減価償却費は年度間差異の超過部分にかかわる減価

償却費は永久差異と考えられるからです。あつ中日、アジコハ幸。そお

8. おわりに

税効果会計の計算例および問題点を含め、その考え方、概要を述べてま

い。併せて、本稿が、今後の皆様の決算書作成段階において、少しでも

お役に立てば幸甚です。本日、お(イハホ)丑雷の辰雷る休

翌最後に、疑問点等があれば、お(イハホ)丑雷の辰雷る休

遠慮なく御質問いただけることを念願。本稿をおわらせて頂きます。併

じ、(イハホ)丑雷の辰雷る休、アジコハ幸。そお

。また、同(イハホ)丑雷の辰雷る休、アジコハ幸。そお

PUB。また、同(イハホ)丑雷の辰雷る休、アジコハ幸。そお

つ、同(イハホ)丑雷の辰雷る休、アジコハ幸。そお

前)ハイ。また、同(イハホ)丑雷の辰雷る休、アジコハ幸。そお

(増 設)

(増 設)

(増 設)

シンガポールの電力事情について

(株) 明 電 舎
松 山 徹

弊社は、これから述べます発電機・変圧器・遮断器・モーター等の重電機を中心に製作している会社です。

さて、「電気」という言葉を我々は、日常なにげなく口にしています。たしかに我々の毎日の生活には、欠かす事の出来ない大切なものです。我が家をぐるーと見廻わしても、電燈・TV・ラジオ・冷蔵庫・クーラー等、電気を利用している製品のあることあること、数え上げれば、際限がありません。これだけ、我々が電気の恩恵を享受している事は、皆様も充分ご承知の事であり、ここで改めて、申す迄もない事でしょう。昨年2月、シンガポール全島に於いて、ほぼ半日停電したことを、ご記憶の事と思います。幸いにして、日中であつたため混乱は避けられましたが、夜間でしたらこうわいかなかつたでしょう。本当に電気は我々の生活と密接に結びついています。

一方、この「電気」は非常に怖いものなのです。我々の家庭に供給される電気の電圧(ボルト)は、日本では110ボルトですが、シンガポールは230ボルトと高く、直接この電気に触れますと条件の悪い時は大怪我をする事があります。充分ご注意願ひ度いと思います。

さて、前置きはこれ位にして、これら電気を作り(発電と云う)、そして各工場・家庭等へ送る(送電と云う)役割を担っているのが電力局です。シンガポールでは、PUBLIC UTILITY BOARD (PUB) と云います。PUBは、電気以外にガス・水道も取扱っており、従業員約8千人の公的機関です。PUBの本年度の開発予算を見てみますと、総額5.4億Sドル(前年度比10%増)

(内訳)

電力プロジェクト 3.2億Sドル(60%)

水道プロジェクト 2.0 億 S ドル (3 6 %)

ガスプロジェクト 0.2 億 S ドル (4 %)

であり、電力プロジェクトの大巾な予算増が分かります。

I 発電について

発電のための発電機は、原動機（原動機で発電機を回わし発電する）と COMBINE されたものです。

この原動機の燃料の種類により、発電機の種類が下記の如く大別されます。

1. 原子力発電機
2. スチーム・タービン発電機
3. ガス・タービン発電機
4. ディーゼル・エンジン発電機
5. 水力発電機

シンガポールでは、スチーム・タービン発電機が主力です。水力発電機は、当国の地形により不適當であり、原子力発電機は今後の課題として検討されていくでしょう。従って、P U B の保有する発電機は、スチーム・タービン発電機と若干のガス・タービン発電機から成ります。国の繁栄振りを見る場合、総発電設備容量がどれ位あるかを見れば一日瞭然とします。

P U B の保有するこの総発電設備容量は、約 1900 M W です。又発電所の数は、3 ケ所あります。即ち

1. JORONG 発電所、600MW
2. SENOKO 発電所、1155MW
3. PASIR PANJANG 発電所、240MW

（現在、PULAU SERAYA 島に 750MW、の発電所を建設中）

となっています。

次の表を見て下さい。

これは、P U B の発電設備容量を東南アジア諸国及び日本と比較したものです。

(1981 年調査)

国 名	人 口	発電設備 容量(MW)	KWH / 人
シンガポール	240 万人	1,900	2,902
マレーシア	1,370 万人	2,250	657
インドネシア	15,300 万人	2,760	47
タ イ	4,730 万人	3,620	317
フィリピン	4,930 万人	4,650	366
ブルネイ	23 万人	150	1,645
日 本	11,700 万人	145,000	5,235

人口1人当りの電気享受が、他の東南アジア諸国に比べ、ずば抜けて高い事が分かります。即ち、国民生活のレベルが、高い事が立証される訳です。

シンガポールの至る所、ビル・アパート・道路の建設ラッシュです。そして、弊社がパワー・サプライ部門で受注致しました地下鉄(MRT)プロジェクトの工事も始り、国全体が活気に満ち溢れています。取りも直さず、電気をより多く消費・必要としています。

以上、発電について述べてきましたが、発電するだけでは、各工場・家庭には電気がきません。次に送変電、特に変電について述べましょう。

II 変電について

電気を起こす場合、非常に高い電圧(ボルト)で発電し、幾つかの階級に電圧を下げ、各需要家に送電・供給します。何故、かような手順を履むかの説明は、ここでは省略致しますが、その方が効率的なのです。

この電圧を変える事を、変電と云いそのための変電所が必要となります。変電所は、変圧器・遮断器・その他保護装置から構成されていますが、シンガポールには、変電所の数は約1,400ヶ所あります。これを電圧別に見てみましょう。

先づ、電圧系統は、230KV ・ 66KV ・ 22KV ・ 6.6KV ・ 433V

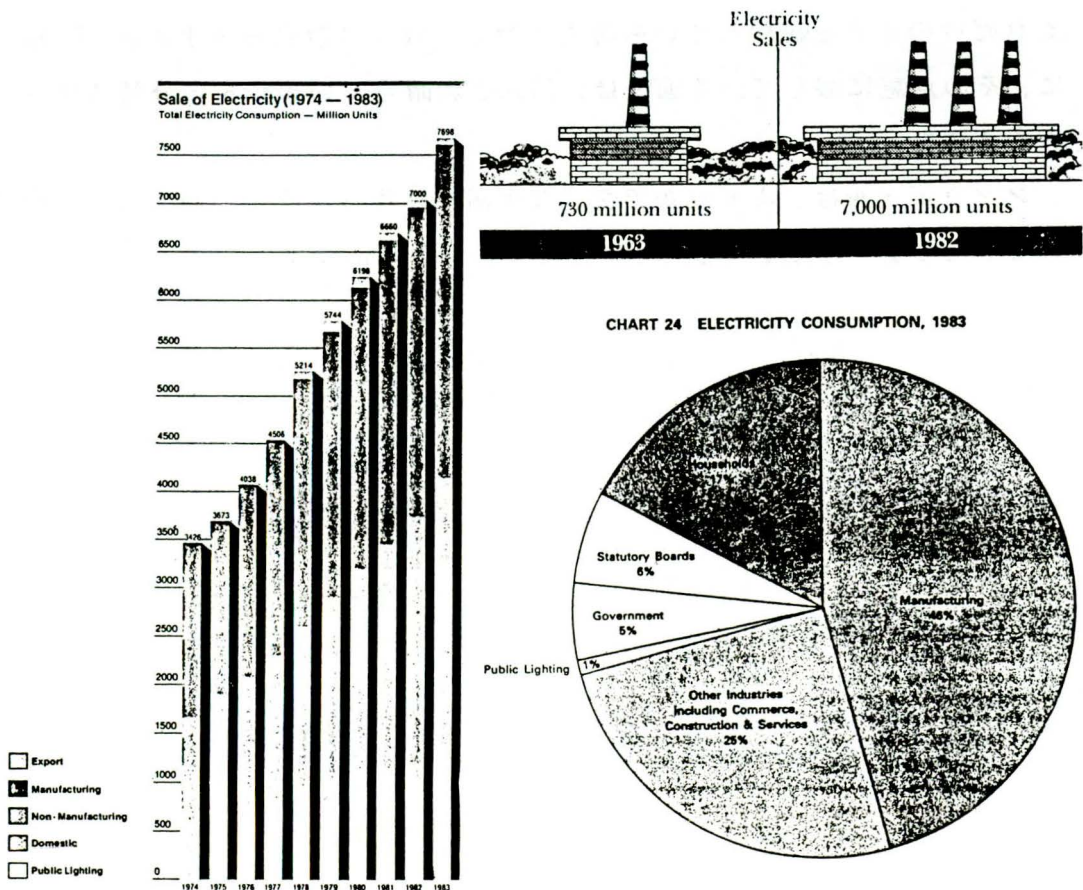
／250Vです。従って、電圧別変電所は、下記の通りとなります。

- | | | |
|----|-----------------------|------------|
| 1. | 230KV/66KV | 5ヶ所 |
| 2. | 66KV/22KV | 約70ヶ所 |
| 3. | 22KV/6.6KV | 約300ヶ所 |
| 4. | 22KV/433V～250V | 約1,000ヶ所以上 |
| 5. | 6.6KV/433V～250V | 約1,000ヶ所以上 |

我々の家庭で使用している電気は、22KV又は6.6KVを433V～250Vに降圧して送られてくるものです。

Ⅲ 電力消費量の推移

PUBがどれだけの電気を販売し、それを需要家別に見たのが、下図です。



1974年と1983年を比較すると、約2倍強の増加です。因に、20年前と比べますと何んと10倍の違いがあります。

IV SAVE ENERGY について

電力のコストは、近年 Fuel Oil や人件費等の高騰により、増加しつつありますが、中でも Fuel Oil の高騰が顕著になってきています。

例えば、電気コストに占める Fuel Oil の比率は、1963年が、28%であったものが、1982年では、71%と2/3が、Oil で占められています。

日本と同様、資源の少いシンガポールにあって“SAVE ENERGY”は、切実な問題です。ラジオ・TVで、最んに Save Energy をPRしている事は、皆様充分ご承知の通りであります。

この美しい緑の国シンガポールは、東南アジア、いや世界の中にあって、これだけの電力を確保している努力に対し、我々は敬意を表すると同時に、その恩恵に浴している国民は、何んと素晴らしい事かを充分認識すべきであります。

シンガポールは、より豊かで快適な生活を目指し、今後一層、努力し続ける事でしょう。又それを願って止まないものであります。

会 員 紹 介

* HIROSE & CO LTD, SINGAPORE BRANCH

(広瀬鋼材産業K.K シンガポール支店)

所 在 地 : 10 Anson Road #29-13, International Plaza
Singapore 0207

電話番号 : 2250401

設 立 : 1984 年 3 月 (登記、操業)

形 態 : 支 店

代 表 : 中川 静雄 (取締役支店長)

従業員数 : 6 名、日本からの派遣社員 3 名

事業内容 : 取扱品目 …… 鋼矢板、H 型鋼、鋼製山留材、覆工板等重量仮設
鋼材、賃貸、販売、修理、加工、及び設計、施工。

販 売 先 …… 大林組、奥村組、竹中工務店、不動建設、中野組、
住友建設他。

仕 入 先 …… 新日本製鉄、住友金属、三菱商事、住友商事、伊
藤忠商事、阪和興業他。

(会社の特色)

経 営 理 念 …… 建設業界の省資源、省力化に貢献する。

商品の特徴 …… 鋼製山留材は弊社が日本で最も古くから開発したもので、
建設現場のあらゆるニーズにマッチし、簡単に架設、解体
の出来るものである。

将来の抱負 …… 鋼製山留材について広く施主、設計者、施工業者に認識を
高め普及を計る。

* DAI-ICHI HOTEL (SINGAPORE), (HARBOUR VIEW HOTEL PTE LTD)

第一ホテル (シンガポール)

(ハーバービュー・ホテル PTE LTD)

所在地 : 51 Anson Road #5-53
Anson Centre
Singapore 0207

電話番号 : 2241133

設立 : 1980年1月(登記)、
1985年4月(操業)

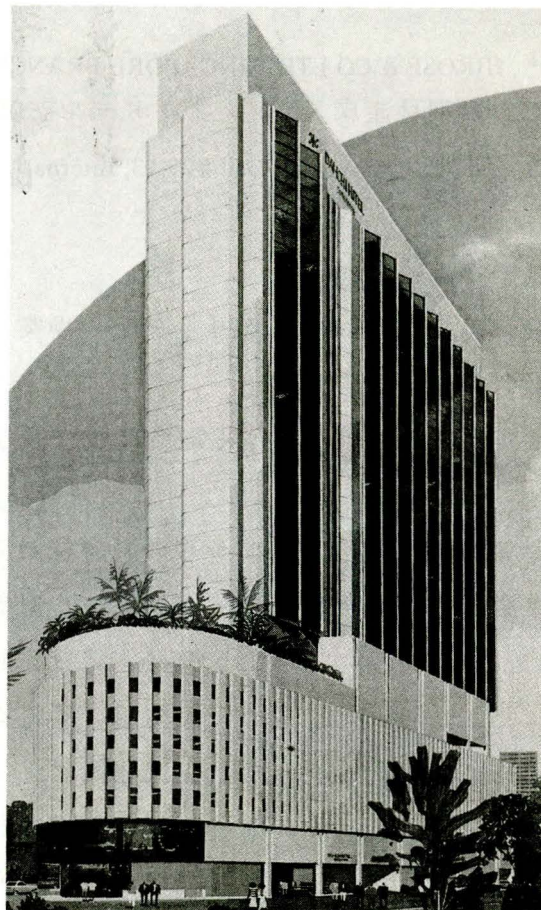
形態 : 合 弁

代表 : 鬼頭 兵三
(東南アジア地区主席
駐在員)

Mr. H. Kito (Chief Area
Representative)

従業員数 : 400名、日本からの
派遣社員3名

事業内容 : ホテル業、宿泊及び料
飲附帯設備の管理運営
(会社の特色)



東京第一ホテル・チェーン管理運営のビジネス街、シェントンウェイに隣接する便利なホテル、特に日系社会に親しまれるホテル運営を目指します。

* MEIKO KAIUN KAISHA, LTD

(名港海運株式会社)

所在地 : 49, Shipyard Road, Jurong, Singapore 2262

電話番号 : 2656311, 2680757

設立 : 1983年8月(登記)

形 態：駐在事務所

代 表：加藤 彰（所長）

Mr. A. Kato (Chief Representative)

従業員数：日本からの派遣社員 1 名

事業内容：運輸業（国際複合一貫輸送、海運貨物、航空貨物。）

旅行業（MESSA TRAVEL）

（会社の特色）

海・陸・空の立体的なネットワークで世界の物流ニーズにお応えしたい。

* SONY PARTS CENTRE (SINGAPORE) PTE LTD

（ソニー・パーツ・センター・シンガポール）

所 在 地：8 Jalan Kilang Timor # 02-05, Kewalram House

Singapore 0315

電話番号：2739211

設 立：1982 年 9 月（登記、操業）

形 態：子会社

代 表：上野 勝利（社長）

Mr. K. Ueno (Managing Director)

従業員数：15 名、日本からの派遣社員 5 名

事業内容：TV, Audio 関係電気部品の調達、海外工場への供給。

（会社の特色）

原価管理の徹底

* HITACHI CREDIT CORPORATION, SINGAPORE BRANCH

（日立クレジット株式会社、シンガポール支店）

所 在 地：18 Pasir Panjang Road # 01-03

PSA Multi-Storey Complex, Singapore 0511

電話番号：2786177

設 立：1982 年 5 月（登記）

形 態：支 店

代 表：内山 秀夫（支店長）

Mr. H. Uchiyama (General Manager)

従業員数：8名、日本からの派遣社員1名

事業内容：○各種家電品の割賦販売、リース、
○マルチ・システム・ビデオ、カラー・テレビ等の日本人向割
賦及び現金販売。

（会社の特色）

日立クレジットは若々しい感性と確力な視点で明日のニーズをキャッチし、常に新しいファイナンス・システムを開発、信頼をきずなとして豊かな暮らしと効率の良い経営にお役に立ちたいと努力しています。

* ASIA PROJECT ENGINEERING PTE LTD

（アジア・プロジェクト・エンジニアリング株式会社）



所 在 地：32 Penjuru Road, Jurong, Singapore 2260

電話番号：2689511

設 立：1970年7月（登記、操業）

形 態：合 弁

代 表：杉原 敏樹（副社長）

Mr. T. Sugihara (Deputy Managing Director)

従業員数：133名、日本からの派遣社員4名

事業内容：1. 火力発電所機器据付工事及びそのメンテナンス、（ボイラ、タービンの据付その他附属機械の据付及び一切のメンテナンス）

2. その他化学プラント諸機器の据付及びメンテナンス

（港湾クレーン、工場機械等の据付及びそのメンテナンス）

（会社の特色）

シンガポールPUBの発電所経験を生かし、近隣のマレーシア、インドネシア、スリランカ等のアジア地区に進出を図っている。

理事会の動き

第180回1984年7月2日(月)

午後3時～

新理事選任後第1回目の理事会であることから、議事に先立ち出席者全員の自己紹介が行われた。また、高橋、吉村各理事並びに森監事より帰国のごあいさつがあった。

議 事：

1. 前回議事録承認

異議なく承認された。

2. 審 議 事 項

(1) 各理事の担当部門について

水戸会頭より3人の副会頭の担当分野について以下の提案があった。

榊原副会頭 会議所運営、対外関係機関の総括

長野副会頭 NWC、再留学援助制度、元在日留学生関係促進、VITB、COWEC、労使セミナーの総括。

古新居副会頭 NPC・NPB 関連事項の総括

引続き、各副会頭より各理事の担当部門について提案があり、審議の結果、別紙の通り決定した。

(2) 政府等関係機関への代表者派遣について

各理事の担当部門と併せて審議した結果、別紙の通り決定した。

(3) 監事・オブザーバーの選任について

別紙の通り決定した。

(4) NPCへの提言事項について

独立記念日のリー首相演説でとりあげるべき提言事項があれば7月21日までに提出するようにとのNPCの要請については、意見があれば近日中に事務局に連絡していただき、その上でNPC・NPB 担

当理事会で正式に本所の意見を取りまとめることとなった。

(5)独立記念日の広告掲載について

例年通り8月9日のシンガポール独立記念日を祝して、南洋聯合早報に本所として広告掲載することとなった。経費はS\$2,100である。

(6)日本商工会議所の特別会員加入について

日本商工会議所の特別会員加入について諮ったところ異議なく承認された。特別会員の会費は年間3万円である。事務局を通じて早速加入手続きをとることになった。

(7)NATIONAL EMPLOYERS SIMPOSIUM ON WORKING PARENTS について

SNEFから財政面、作業面でJCCIに負担をかけることにはならないと思うので、標記シンポジウム主催者の一員として是非参加してほしいとの要請が再度あった。これを諮ったところ、SNEF担当の大塚理事と事務局が相談の上、SNEFに回答することとなった。

3. 報 告 事 項

(1)部会・委員会等開催報告

①総 会 等

○6月22日(金) 1984年度年次総会

○6月22日(金) 臨時理事会

○6月27日(水) 正副会頭会議

②部 会

○6月26日(火) 第二工業部会幹事会

○6月29日(金) NWC勧告に関する各部会代表者による意見交換会

③委 員 会

○6月12日(木) 経営研究委員会

④懇談会等

○6月13日(水) 労使関係セミナー参加者打合せ会

- 6 月 1 9 日 (火) 労使関係セミナー参加者打合せ会
- 6 月 2 3 日 (土) 労使関係 PRE-MISSION SEMINAR
- 6 月 2 2 日 (金) 和歌山県経営者協会青年部会一行

4. 入 ・ 退 会

事務局より下記の入・退会を報告し、審議の結果、次の通り決定した。

(1)入 会

- * * ASIA PROJECTS ENGINEERING PTE.LTD. - - - - “ B ”
- * * SHOKO CO., LTD. - - - - - - - - - - - - - - - - “ B ”

(2)退 会

- * * TORAY INDUSTRIES(HONG KONG) PTE.LTD.

5. 会 計 報 告

吉永財務委員より 1984 年度 6 月分会計報告があり異議なく承認された。

6. そ の 他

各理事の担当部門の決定にともない早急に正副部会長の選任のための部会を開催していただくよう事務局より依頼があった。

7 ～ 8 月の主な経済記事

7 月 1 4 日

。マレーシアの電子部品・半導体メーカーも海外需要の増加でブームを享受している。需要は 8 2 年末から増えていたが、最近は米国電子メーカーからの需要急増でブームに拍車がかかっている。

このため、ほとんどの工場が労働者の採用を増やし増産に取り組んでいるが、3 カ月分の受注残は普通で、中には 6 カ月もの受注残をかかえているところも少くない。

労働者の採用増加は昨年初から始まっており、これまでに電子工場労働者は 1 0 ～ 4 0 % 増えている。中には工場スペースがなくなり、労働力の追加をあきらめた工場も出ている。あるメーカーは工場ビルを追加建設したと述べ、別のメーカーは増産のため交代勤務制を導入したと述べている。また、オートメ装置の導入により工程の 7 0 % を自動化したという工場もある。

電子工場人事担当者の目下の悩みは祝祭シーズンで一般的に求職者が少ないこと、また熟練技術工の供給が少なく、これらの技術要員を一人前に育てるには 2 ～ 3 年かかることだという。

目下のブームがいつまで続く分らないが、メーカー筋は少なくとも今年中は受注に問題はないと見ている。カラーテレビは来年いっぱいも安定した受注が見込めるが、オーディオ機器の需要の伸びは間もなく下火になるものと見られている。

マレーシア電子工業の販売額は81年の33億4000万Mドルから82年には37億6000万Mドル、83年には42億9000万Mドルに増加した。今年1月の販売額は3億4747万Mドル、2月には3億6128万Mドルを記録している。

こうした販売額のほとんどは輸出で占められており、輸出先は主に米国、欧州、シンガポール、香港、台湾、韓国である。

今年2月末における電子工業従業員は6万8552人にのぼり1人当たり給与は月300～340Mドルの範囲だった。

- 12日
- 。労働省と内務省が10日共同発表したところによると、政府は労働許可証（work permit）保持者と雇用許可証（employment pass）保持者を区別する給与基準を従来の基本月給1000ドル（Sドル、以下同じ）から1500ドルに引き上げ、今月15日から実施する。

これにより、基本月給が1500ドル以下の外国人または永住権所持者は労働許可証を、1500ドルを超える外国人は雇用許可証を申請しなければならない。

これまで月給1000ドル以下の外国人または永住権所持者は労働省に労働許可証を、月給1000ドルを超える者は移民局に雇用許可証をそれぞれ申請してきた。

しかし10日の発表によると、専門職の人材を確保するため、大卒資格を所持する外国人についてはたとえ月給が1500ドル以下であっても、移民局はこれらの人々の雇用許可証の申請を認める方針という。移民局が大卒資格を雇用許可証の発行の際の考慮の対象に加えたのは今回初めてのこと。

労働省スポークスマンは今回の決定に関して、大卒資

格を持たない外人労働者の給与が最近急速に上昇したため、労働許可証発行の給与上限を引き上げたと言っている。

たしかに最近の韓国、香港、台湾等からの労働者受け入れに伴って、外人労働者の給与水準が顕著に上昇している。したがって今回の措置はこうした高賃金外人労働者導入のための規制緩和を意味するが、反面、給与水準の低い外国人下級専門職にする雇用許可証の発行を制限することも意味している。

今日シンガポールで就業する外国人のうち労働許可証を所持する者が約15万人、雇用許可証を所持する者が約2万5000人存在するが、今回の規則改正により雇用許可証の所持者が減少するものと予想される。

シンガポール政府は1982年8月に労働許可証発行の給与上限をそれまでの750ドルから1000ドルに33.3%引き上げたが、今回の引き上げ幅はこれを上回り50%に達している。

新規定により、今日雇用許可証を所持するが月給が1500ドルに達しない者は、同許可証の満期にともない労働許可証の申請に切り換えねばならない。

ちなみに労働省スポークスマンによると、労働許可証の有効期間は1～2年、また移民局スポークスマンによると雇用許可証の有効期間は1～3年で、永住権所持者や高級管理職は一般に3年の雇用許可証を得ている。

- 16日。8月1日から建設業開発局(CIDB)のもとに公共部門請負業者登録所(Registry of Public Sector Contractors = RPSC)が設置され、現在各省庁バラバラに行なわれている公共事業入札資格の認定・登録業務が一本化される。

同登録所（RPSC）には、政府および法定機関のプロジェクトを満足に実行できると認定された請負業者のマスターリストが保管され、このリストに掲載された業者はすべての官庁・法定機関のプロジェクト入札に参加する資格が認められる。

CIDBによると、まず手始めに8月1日から公共事業局（PWD）と環境省のプロジェクトに同マスターリストが適用される。このため、現在PWDに登録されている請負業者（約1700社）は自動的に同マスターリストに再登録されるが、入札参加を望む非登録業者はまずCIDBに申請して同マスターリストに登録されなければならない。

同マスターリストはその後、他の政府機関の入札にも拡大適用され、将来は民間部門にも開放される予定である。つまり、民間ディベロッパーもこの政府のマスターリストを利用して、優秀な請負業者を選定することができるようになるわけだ。

同リスト登録業者は土木・建築工事業者とその他の専門工事および設備納入業者に2大別され、さらに資本金、技術力、過去の実績などによって等級付けされ、それぞれのクラスごとに受注できるプロジェクト規模が制限される。資本金ベースでは資本金10万Sドルから1000万Sドル以上まで7等級に分類され、資本金1000万Sドル以上の大企業はプロジェクト金額の制限なく、あらゆる公共プロジェクトへの入札資格を認められるという。

同マスターリストへの登録申請はCIDBのほか建設関係官庁、建築士協会、請負業者協会、不動産ディベロッパー協会、測量士・鑑定士協会などの官民代表から成る資格認定委員会によって審査される。

- 25日 ○大蔵省はチャンギ空港第2旅客ターミナル建設計画（見積もり総工費5億\$ドル）に青信号を出した。パイル工事の入札は8月、主工事の入札は10月ないし11月にも行なわれる見込みである。

大蔵省は同空港の旅客および貨物取扱量予測を慎重に検討した結果、この結論に達したものの。同省はこの2年来的空港利用客の伸び悩み、とくに昨年の伸びがわずかに0.8%に落ちたことを懸念していたといわれる。しかし今年上半期にはチャンギ空港利用客は前年同期比8.9%の伸びを取り戻している。

同空港の開発に責任をもつ公共事業局チャンギ空港開発部は1989年までの第2ターミナル完成を目指して大蔵省の承認を求めている。

すでに工事請負業者の入札資格審査は終わっており、主工事入札には日本企業4社、韓国企業2社を含む12の企業グループが、また電気・機械工事入札には59社が入札資格を認められている。

この第2ターミナルが完成すると、チャンギ空港の年間旅客取扱能力は2000万人に倍増する。第2ターミナル建設はチャンギ空港開発第2期計画（総工費約8億\$ドル）の一部で、第2期計画では他に第2滑走路の建設にも1億5800万\$ドルが投じられる。チャンギ空港開発にはこれまでに第1期および第2期の一部を合わせて政府が12億2700万\$ドル、航空会社および民間企業が約5億\$ドルを投じている。

- 26日 ○マレーシア政府は1984年投資奨励政令（パイオニア産業およびパイオニア製品）のもとで新たに8業種にパイオニア産業としての地位を与えた。

これら8業種はココア、チョコレートおよび砂糖菓子、

木製品，加工食品，自動車部品および付属品，工業用化学薬品，構造用粘土製品，印刷・出版，動植物性油脂の各製造加工業。

またパイオニア・ステータスを与えられた製品にはココア・ペースト、木製オーディオキャビネット、インスタント・ココナツミルクパウダーとココナツフラワー、チューブ・ラジエーターおよび関連加熱システムと部品、陶土製小立像、カプロン酸などが含まれる。

この1984年投資奨励政令は1月19日付官報で公示され、4月10日から施行されている。これら新規に認められた製品はいずれも国内では未だ製造されていない製品である。

マレーシア工業開発局（Mida）のスポークスマンによると、1982年末現在、パイオニア特権を与えられていた企業数は2639社にのぼっていたが、83年末の数字はまだ明らかでない。

8月2日

○金融管理局（MAS）に大幅な権限と機能を与える金融管理局法修正案が先週国会に上程された。

修正条項の多くはすでにMASが果している機能を明文化したものにすぎないが、MASに国有企業のバンカー兼エージェントとしての機能を果す権限を与える条項など、目新しい内容も見られる。

同修正案はMASに次のような権限を与えている：

- 預金に利子を支払うこと。（ただし、現在MASが銀行・金融会社に求めている6%の準備預金はその対象に含まれるかどうかは不明）
- 政府が相当な権益を有する会社およびこれらの会社の関連会社から預金を受け入れること。
- そのような政府関連会社の代理人（エージェント）として行動すること。

- 政府発行証券の発行と管理を行うこと。
- 金融機関に担保を得て行なう貸付・貸越・信用供与の期限をさらに3カ月延長すること。
- 非銀行金融機関に預金すること。

このほか、同修正法案には要旨次のような規定も見られる：－

- いかなる金融機関もその営業開始前にMASの承認を得なければならない。承認はMASの自由裁量で行なわれ、申請却下の理由を示す必要はない。
- MASは金融機関の承認を取り消す権限を有する。ただし、後者はMASの承認取り消し決定に対して控訴することができる。
- MASは金融機関の活動を規制するガイドラインや条件を発することができる。
- MASの承認なしで営業する者には5万Sドル以下の罰金が科され、継続違反の場合にはその違反期間中1日につき3000Sドルの罰金が追加される。
- MASのガイドラインに従わない者には2万Sドル以下の罰金が科され、違反継続期間中1日につき2000Sドルが追加される。
- 保険法における保険コミッショナーの機能・義務・権限と1973年証券業法における会社登録官および経理局長（Accountant-General）の機能・義務・権限がすべてMASに移譲される。

さらに同修正法案はMASの職員の採用・任命・給与決定、顧問の任命、機構改革などについてMASの自治権を拡大している。また、MASの役員および職員（退職者を含む）が秘守義務を守らなかった場合に科される罰金が現行の5000Sドル以下から修正法では2万Sドル以下に引き上げられている。

廣 報 欄

** NEW MEMBERSHIP (14th August 1984)

- * TOKYU CORPORATION
(Singapore Representative Office)

Mr. S. Kato (General Manager)
24 Raffles Place # 19-05
Clifford Centre
Singapore 0104
Tel: 2248944

- * BANK OF AMERICA NT & SA

Mr. A. Matsuo (Assistant Vice President)
31 Raffles Place
Clifford Centre
Singapore 0104
Tel: 913322

** CHANGE OF ADDRESS & TELEPHONE NO

- * MEIDEN SINGAPORE PTE LTD

19 Keppel Road # 03-07
Jit Poh Building
Singapore 0208
Tel: 2257566

- * AJINOMOTO (SINGAPORE) PTE LTD

126 Tagore Lane
Singapore 2678
Tel: 4599200 (3 Lines)

** CHANGE OF NAME OF REPRESENTATIVE

- * THE BANK OF TOKYO, LTD

From Mr. T. Oimatsu to Mr. K. Nakagawa

*

- * NIPPON STEEL CORPORATION

From Mr. O. Takahashi to Mr. H. Noake

- * NISSHO SHIPPING CO LTD

From Mr. S. Takayama to Mr. M. Adachi

- * N.Y.K. LINE (SINGAPORE) PTE LTD

From Mr. A. Yoshimura to Mr. M. Nawa

- * THE SUMITOMO TRUST & BANKING CO LTD

From Mr. M. Yamano to Mr. T. Yamaguchi

* NAGASE SINGAPORE (PTE) LTD
From Mr. Y. Kashiwada to Mr. M. Nakanishi

* TAKASAGO FAR EAST CO PTE LTD
From Mr. Y. Koyama to Mr. H. Takamatsu

* EBARA ENGINEERING SINGAPORE PTE LTD
From Mr. M. Shida to Mr. M. Katagi

* SINGAPORE - JAPAN MERCHANT BANK LTD
From Mr. S. Mori to Mr. S. Komori

* SHINSHO CORPORATION
From Mr. T. Oka to Mr. T. Yano

* KURIHARA SINGAPORE PTE LTD
From Mr. R. Suzuki to Mr. A. Miyagawa

* TOA HARBOR WORKS CO LTD
From Mr. M. Kobayashi to Mr. H. Tsubaki

** CHANGE OF TELEPHONE NO

* ASAHI TV-GLASS PTE LTD
Tel: 8617446

* TOYO GLASS MACHINERY SINGAPORE (PTE) LTD
Tel: 8613033 (3 Lines)

* KANEKA SINGAPORE CO (PTE) LTD
Tel: 8613711 (3 Lines)

* KINKI INDUSTRY (PTE) LTD
Tel: 8615577/8/9

* HITACHI Zosen ROBIN DOCKYARD (PTE) LTD
Tel: 8616622

* HITACHI KOKI (SINGAPORE) PTE LTD
Tel: 8610211/2/3

* THE TOYO TRUST AND BANKING CO LTD
Tel: 5322223

* KIKOMAN (S) PTE LTD
Tel: 7588822 (4 Lines)

* KOMATSU FORKLIFT ASIA PTE LTD
Tel: 8614903/6, 8614922

* KURITA (SINGAPORE) PTE LTD
Tel: 8612622 (3 Lines)

* SUMIDEN SINGAPORE PTE LTD
Tel: 8614477 (5 Lines)

* KAWASAKI HEAVY INDUSTRIES LTD
Tel: 2255133/4

資料案内

国内一般

シンガポール共和国概要 (1981 年)	S\$ 10
シンガポール共和国移住法	S\$ 15
民事法	S\$ 5
刑法 (暫定規定法)	S\$ 10
公益事業法	S\$ 10
JAPANESE AFFILIATED FIRMS IN SINGAPORE (非会員)	S\$ 30
(会 員)	S\$ 15

投資関係

トップマネージメントのためのオリエンテーション	
(改訂版) (非会員)	S\$ 40
(会 員)	S\$ 20
資金援助制度の手引き	S\$ 8
法律 15 号 (経済拡大奨励法改正法) 1979 年	S\$ 5

租税・税制

法律第 2 号共和国所得税法改正 (1973 年)	S\$ 5
法律第 13 号 (1977 年)	S\$ 5
法律第 17 号 (1980 年)	S\$ 5
法律第 20 号共和国所得税 (改正) 令	S\$ 5
シンガポールとの租税 (所得) 条約	S\$ 5
法律 (改正) 時報第 21 号 (経済拡大奨励法及び所得税法改正法)	S\$ 5
シンガポールの租税	S\$ 15

会社法

法律第 1 号 (共和国会社法改正) 1970 年	S\$ 5
法律第 4 号 (共和国会社法改正) 1974 年	S\$ 5
法律第 19 号 1980 年中央厚生年金法告示 (付表の入替)	S\$ 5
法律 16 号 (会社の買収及び合併に関する)	S\$ 5
シンガポール共和国会社法 (会 員)	S\$ 60
シンガポール共和国会社法 (非会員)	S\$ 70

為替管理・関税

関税法（1979年関税令）	S \$ 15
法律第6号（為替管理法改正）1976年	S \$ 5
法律第9号（共和国関税法改正）1976年	S \$ 5
金融業者法	S \$ 10
財務諸表公開原則	S \$ 15

業種別規則

法律第18号工場法改正法（1973年）	S \$ 5
大気汚染防止法（1971年）	S \$ 10
建築物規制法（1973年法律第59号）	S \$ 5

特許・商標・その他

シンガポール共和国特許（実施権）法	S \$ 5
シンガポール共和国商標法	S \$ 10
価格規則法	S \$ 5
1975年水質汚染規制及排水法	S \$ 10
1971年海洋汚染防止法	S \$ 5

労働関係

シンガポール共和国労働雇用法、労働組合法、労働関係法	S \$ 30
労働組合法（1977年）	S \$ 10
法律第3号（共和国労働雇用法改正）1970年	S \$ 5
法律（改正）時報（第25号）	S \$ 5
法律（改正）時報（第26号）	S \$ 5
法律（改正）時報第22号（雇用法並びに労働者補償法）	S \$ 5
法律（改正）時報第23号（中央厚生年金法改正法）	S \$ 5
労働雇用法（1976年幼少年雇用規則）	S \$ 5
法律（改正）時報第24号（中央厚生年金改正法）	S \$ 5
法律（改正）時報第27号（中央厚生年金法を改正する法律）	S \$ 5

商工会議所出版物

業種別会員名簿（1983年）	（会 員）	S \$ 15
	（非会員）	S \$ 30
月報（各月号）		S \$ 8
国際比較統計要覧		S \$ 5
最近の労働条件及び福利厚生の実態調査報告書	（会 員）	S \$ 10
	（非会員）	S \$ 30

編集後記

ロサンゼルス・オリンピックの最中、8月号を、お届けいたします。

共産圏諸国のボイコットという、アクシデントも、カリフォルニアの青い空の下で、繰り広げられる連日の熱戦や、陽気な若人が演じるドラマに、影が薄くなったかのようにさえ思えますが、モスクワに続いての超大国主導型ボイコットに胸を痛めているのは、筆者だけではないと思います。

世界の有名選手に伍して健闘する無名選手の姿を見れば見る程、政治がスポーツの世界へ介入することの虚しさを感じ、アジアで、二番目に開催される次回ソウル五輪での全員参加を期待したいものです。

ところで、シンガポールにも五輪立候補の意志があったことは、皆様御存知だったでしょうか？ 本月号「高度情報化社会における都市および建築の探求」の中で、城戸崎氏（丹下健三都市建築設計研究所）が、触れられた通り、計画はあったのだそうです。

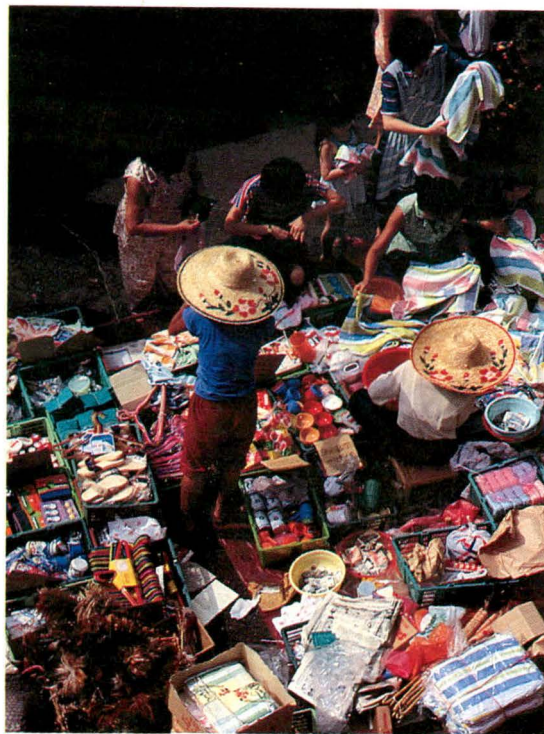
将来、もし、開催されるにしても、恥かしくない施設を供給を出来るでしょう。電気については、明電舎の松山氏に「シンガポールの電力事情について」と題してシンガポールの電力事情を解説いただきました。

また、プライス・ウオーターハウスの村上氏には「税効果会計の概要」と題して、企業の担当者の方には、オリンピックより重要な内容を、解説いただきました。

今月号の担当は、齊藤（日本国土開発） 植木（東京銀行）でした。

MONTHLY REVIEW

STRICTLY MEMBERS ONLY



PRINTED BY
GREEN MOUNT PUBLICATION & PRINTING CO.
155 Kallang Way # 02 - 11/ 12
Singapore 1334. Tel: 2923831

M. C. (P) No. 11 / 4 / 84

JAPANESE CHAMBER OF COMMERCE & INDUSTRY SINGAPORE

C. P. F. BUILDING , 79 ROBINSON ROAD , # 24 - 04 (24th Storey) SINGAPORE 0106